

# 井崎敦子と草の根プロジェクト 規約

## 第1条（名称・所在地）

本会は、井崎敦子と草の根プロジェクトと称し、主たる事務所を京都市におく。

## 第2条（目的）

本会は、市民の政治参加を呼びかけ、暮らしに密着した政治の在り方を市民で作り上げることを目指して、明るく公平かつ自由な選挙の実現に係るあらゆる政治活動を行い、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

## 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

## 第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

## 第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

代 表	1名
副代表	1名
会計責任者	1名

## 第6条（役員を選出及び任期）

役員は総会において選出し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第7条（会議）

会長は、毎年、会費（年額1,000円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

## 第9条（会計年度及び会計監査）

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

## 第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

## 第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

## 附 則

本規約は、平成30

年 11 月 1 日から実施する。